有効期限抹消後の再登録手続きについて

再登録申請制度について〔2026年度〕

資格の有効期限が2026年3月31日の方は、同日をもって資格が失効し、現在は登録抹消の状態となっております。
ただし、「再登録申請書」を提出していただき、2026年度（2027年2月～3月実施）の更新講習を受講することで資格の再登録が可能です。
なお、有効期限が2025年3月31日以前の方は、再登録対象ではありません。資格保有をご希望の場合は、一般技術講習初級からお申込みいただくこととなります。

2026年度 再登録申請対象者	有効期限が　**2026.03.31**　の方のみ
再登録申請書 提 出 期 限	2027年1月末日　までに申請してください。

提 出 す る 書 類	次ページの「再登録申請書」に記入し、下記の書類貼付し、事前に提出してください。 ・有効期限が満了した資格登録証のコピー ・登録証紛失の場合は顔写真付き公的身分証明書のコピー
再登録者の流れ	① 再登録申請書に必要事項を記入し、資格登録証のコピーを貼付してください。 ② 再登録申請書を下記住所あてに郵送してください。 〒134-0085 東京都江戸川区南葛西３－８－３ 株式会社タウンメイト （JCAA受付代行業者）宛 ＊封筒に表面に「再登録申請書 在中」 と記載し追跡できる手段にてご郵送ください。 ③ 当協会に書類が到着しましたら、携帯電話（日中の連絡先）に書類到着のご連絡と今後の流れをご案内いたします。 ④ 更新講習の受付開始後（12月上旬頃）、再登録申請書をご提出いただいた方は、申込期間内にマイページから更新講習のお申込み手続きを行ってください。 なお、再登録申請書をご提出いただいていない場合は、お申込みできません。 ⑤ 受講票・テキストを当協会より発送いたしますので、お受け取りください。 ⑥ 更新講習を受講してください。（受講期間：2027年2月19日～3月31日） ⑦ 更新講習修了後、新登録証（有効期限2031年3月31日）をお受け取りください。資格は抹消状態から復活となります。旧登録証はご自身でハサミで裁断し処分してください。
注　意　事　項	・再登録申請をされた場合でも、2026年度の更新講習を受講し、新登録証を受け取るまでの間は資格が抹消された状態となります。 ・資格抹消中は、当協会として資格保有の証明はできません。 ・抹消中の資格が受験要件となっている資格試験を受験することはできません。 ・再登録申請書をご提出いただいた方につきましては、更新講習の受付開始後、期間内にご自身でマイページからお申込み手続きを行ってください。 ・再登録申請書をご提出いただいていない場合、更新講習の申込はできません。 ・再登録申請制度とは、再登録申請書をご提出いただいた方に対し、更新講習のお申込みを可能とする制度です。お申込み手続きは申請者ご自身で管理・実施していただきますので、当協会から未申込者への個別のご連絡や催促は行いません。 ・更新講習の申込期間内にお申込みまたは受講が行われず、再登録ができなかった場合であっても、当協会は一切の責任を負いません。 ・この措置（再登録申請制度）は、資格失効後1年間に限り適用されます。 ・更新講習の実施方法は、諸事情により変更となる場合があります。最新のご案内をご確認のうえ、お手続きください。

※更新講習は状況により形式を変更する場合があります。必ず案内をご一読いただき、お手続きしてください。

再登録申請書

一般社団法人日本建設あと施工アンカー協会 会長　殿

この申請書及び添付書類の内容が真実と相違する場合には今後資格取得権利を抹消されても異存ありません。

署名：

◆下記太枠内に必要事項をご記入ください。

資格登録番号		資格種類 〇で囲む	2種	特2	1種	技管	主任
フリガナ 氏　　名		生年月日 西暦で記入	年　　月　　日				
		携帯番号 (日中連絡先)					
自宅住所 都道府県から ビル名部屋番号	〒						
フリガナ 会 社 名		支店/営業所名					
		会社電話					
会社住所 都道府県から ビル名部屋番号	〒						
郵送物送付先	□　自宅へ送付　　□　会社へ送付　　□　別の住所へ送付						
郵送物 送付先が 別の住所の場合	〒						
資格失効となった理由：							
資格登録証コピー貼付欄		記入日					
		JCAA備考欄					